

学校法人東京家政学院 次世代育成支援行動計画

教職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような次世代育成行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 所定外労働時間の平均が前年（令和 2 年 2 月現在 : 月 8.2 時間）を上回らないようにする

<対策>

令和 2 年 5 月～ 所定外労働の現状把握（毎年実施）

令和 2 年 6 月～ 事務調整会議において管理職に報告（毎年実施）

目標 2 : 年次有給休暇の取得日数が 10 日を下回らないようにする

<対策>

令和 2 年 5 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握

令和 2 年 6 月～ 教職員へ文書による通知

目標 3 : 労働者がより柔軟に勤務することができる制度の導入

<対策>

令和 2 年 4 月～ 本人の申し出、又は管理職の指定により、出勤時間を午前 8 時、午前 9 時、午前 10 時、午前 11 時から選択することができる時差出勤の制度を導入する。

令和 2 年 4 月～ 事務職員へ文書による通知

目標 4：育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、育休取得者にお得な制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和 2年 5月～ 法に基づく諸制度の調査

令和 2年 6月～ ・制度に関するパンフレットを作成し、教職員に配布
(賞与月に育児休業を取得した場合の保険料免除、
パパママ育休プラス制度による育児休業給付金の
支給期間延長等)

- ・出産休暇、育児休業を取得予定の教職員向けに、育児休業制度の説明、育児休業給付金の受給時期、復職のタイミング等を記載した個人用ハンドブックを作成・配布する。